

## 令和7年度第1回川崎市環境影響評価審議会 次第

日 時 令和7年5月7日（水）午後3時～午後5時（予定）

場 所 オンライン会議（川崎市役所本庁舎301会議室）

### 1 議事

- (1) 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書について（答申案審議）

### 2 その他

---

資料1－1 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見書

資料1－2 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書の審査結果について（答申案）

資料2 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書

参考資料1 川崎市環境影響評価審議会 幹事・関係課長名簿

参考資料2 川崎市環境影響評価審議会 事務局職員名簿

## 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価準備書についての個別審査意見書

| 項目                    | 個別審査意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生物<br>(植物)<br>(田中恵委員) | <p>当日の審議会でもコメントさせていただきましたが、クゲヌマランの扱いはもう少し慎重に考えた方が良いでしょう。有識者へのヒアリングとして神奈川県内では個体数がそれなりに保たれているので、という意見がありましたが、このコメントには遺伝的多様性の観点が不足しています。</p> <p>今ある情報から考えるとおそらく移入種だとは思いますが、それが明確に指摘できるデータはありませんし、仮に移入種だとしてもまとまった個体数が残存しており、かつレッドリスト掲載種であること、さらに地域住民も貴重なクゲヌマランが自生しているという情報を持って開発に反対しているわけですから、出来るだけの対策を取る必要があります。</p> <p>審議会でも申し上げましたが、適当な移植では全滅しますので、専門家に協力をお願いして共生菌類および宿主となる樹木が存在している土壌への移植を試みた方が良いでしょう。この取り組みは「みどり豊かな安らぎと安心・安全の場となる公園」という目標に反するものではありませんし、クゲヌマランの移植は生理生態が通常の植物とは異なるので、そこを地域住民の方々に丁寧に説明して、難しいチャレンジだということをお伝していく必要があるかと思います。</p> |

| 項目                                     | 個別審査意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>緑<br/>(緑の質、<br/>緑の量)<br/>(神山委員)</p> | <p>緑の質については、市民からたくさんの意見をいただいている。東京新聞 2024 年 12 月 10 日によると樹木伐採について、反対市民団体から川崎市議会に 4324 人に署名と陳情書が提出されている。樹種に関しては、サクラ、イチョウ、メタセコイヤ、ヒマラヤスギなどの特定の樹種に関する懸念が示されているが、新植種々にはこれらの樹種が含まれていない。既存樹種の樹種および H,W,C を調査し、伐採する樹種、位置、本数の特定、ならびに H,W,C を市民に示す必要がある。</p> <p>また、既存樹木の本数が、指定開発行為者と市民の調査とで大きく異なるため、市民と共に樹木の位置と本数を再確認する必要がある。準備書では、既存の樹木が 402 本となっているが、市民の意見書では、約 830 本の樹木伐採を示している。</p> <p>まず、既存樹木の見直し、伐採の可能性のある樹木は、その規格と位置を全て調査し、市民に提示する必要がある。加えて、準備書では、高木の新規植栽本数の標準が 3616 本に対し、1808 本不足し、中木の新規植栽本数の標準が 7232 本に対し、3616 本不足する。合計 5424 本の過不足本数を低木に換算し補おうとしている。この数値においても市民に公開すべきである。</p> <p>また、市民意見に対し、「高さ 3 m 以上の高木に関しては、伐採した本数以上の樹木を植えていく計画」としているが、川崎市の樹木換算表（準備書）には高木 1 本に対して、中木 2 本に代替、低木 6 本に代替できる。もしも、この換算表を使用して、市民に対し、本数の増加を示唆しているのであれば、不誠実極まりない。「高さ 3 m 以上の高木に関しては、伐採した高木と同様の樹種の高木を、伐採した本数以上植えていく計画」としなければ、緑の量と質の保障ならびに生態系への影響保全にならない。</p> |

| 項目                                  | 個別審査意見                                                                                                                                                                                                                   |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>緑<br/>(緑の量)<br/>(南委員)</p>        | <p>樹林地としての緑地面積は、施工後も同等あるいはそれ以上の面積となると示されている。しかしながら、市民として知りたい情報は「何%の樹林地が伐開されるのか」ということであるので、「結果として同じである」という説明では不十分であると考えられる。「可能な限り」などのあいまいな表現では納得していただけないだろうから、伐開面積なり伐採本数なり（大径木は残すとしても）を示すことが求められると思う。</p>                 |
| <p>景観<br/>(景観、圧迫感)<br/>(神山委員)</p>   | <p>市民からの景観変化に関する懸念が示されていたが、景観の眺望調査において、予測地点からのフォトモンタージュをL3とL4のみスライドで示していただいたが、どの程度の変化があると、景観変化があると見なすのか、その評価指標を示してください。同様に、圧迫感においても何%の変化があると圧迫感があると評価しているのかがわかるように数値で示してください。</p>                                        |
| <p>構造物の影響<br/>(風害)<br/>(菊本委員)</p>   | <p>風洞実験を用いて建設前後の風環境を評価しているが、計画建物の建設前および建設後それぞれの実験において、どのような模型条件で実施されたのかが準備書では十分に報告されていない。また、計画建物周辺の樹木をどのように取り扱ったのかについても、準備書からは十分に読み取れない。これらの実験条件に関する情報を充実させる必要がある。</p>                                                   |
| <p>地域交通<br/>(交通混雑)<br/>(田中伸治委員)</p> | <p>p.9.11.1-2 調査期間・時間帯</p> <p>自動車交通量調査は平日・休日で行ったもののイベント開催時ではないというご説明でした。また供用時の施設関連車両の設定方法を見ても、特段イベント時を考慮した設定とはなっていないようでした。イベント開催時は通常の平日・休日とは大きく異なる交通需要が発生しますので、これを考慮せずに設定した将来交通量で予測を行っても、発生する影響を適切に評価することはできないと思います。</p> |

| 項目                                  | 個別審査意見                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>地域交通<br/>(交通混雑)<br/>(田中伸治委員)</p> | <p>資料 p.1.8-266～</p> <p>資料編を見ると多くの交差点で渋滞が観測されていますが、将来基礎交通量による計算ではそれらの交差点で渋滞が発生するという結果は得られていないとの説明でした。審議会では「渋滞は一時的なものなので」という説明でしたが、1時間以上にわたって渋滞している交差点もあり、少なくともそうしたところではやはり将来基礎交通量で渋滞が発生するという結果が得られていないとおかしいと思います。これが渋滞しないという結果だと、その後の施設関連車両分を加えた将来交通量の予測の結果も信頼できないものになってしまうと思います。</p>            |
| <p>地域交通<br/>(交通混雑)<br/>(田中伸治委員)</p> | <p>イベント時の歩行者の往来による影響について、「店舗の利用を促すことなどによる時間分散」「交通ルールやマナーの遵守についての注意喚起」などを行うことで「生活環境の保全に著しい影響はないものと評価する」とされていますが、現状でも同じように来場者への呼びかけや注意喚起は行われているはずで、それでも道路全体に広がって歩く歩行者や乱横断が発生しています。なぜ今回は上記の対策が有効に働き「著しい影響はない」と言えるのでしょうか。</p> <p>また、こうした対策をしてもなお、問題が発生した場合にどのように対応するつもりなのかを明らかにしていただくことが必要と思います。</p> |
| <p>地域交通<br/>(交通混雑)<br/>(深見委員)</p>   | <p>施設供用時には等々力大橋が完成していると思います。等々力大橋の利用の有無等を評価書において明らかにされたい。特に大規模集客イベント時に等々力大橋動線の活用が考えられるのかどうかも記載されたい。</p>                                                                                                                                                                                          |

| 項目                                | 個別審査意見                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境配慮項目<br>(生物多様性)<br>(南委員)        | クモ類の多様性など、非常に良好な生態系が形成されていると考えられるが、現在の生態学、とくに保全生態学の考えでは、樹林地等の伐開後に同等の生態系が再形成されるとは限らないと思う。緑地面積を同等に戻した場合でも、人工構築物の配置や攪乱の程度によっては非可逆的な変化が起こる可能性もあるので、緑地に対する攪乱は最小限にとどめることが望ましい。                                                                                        |
| 環境配慮項目<br>(生物多様性)<br>(深見委員)       | 既存の緑地は極力保全するので生態系への影響はないとされているが、工事時の地域分断等により影響がないとは言えないはず。既存緑地の生態系がどのようなになっているかを調査し、その結果を生物多様性保全のための取組みに役立てるとともに、地域住民に周知し、地域住民の自然とのふれあいのための情報として活用されたい。「緑地」を「公園」に変えるように（実態に合わせたのだとは思いますが）、生物多様性保全が十分な計画だとは思えません。多少なりとも身近な生態系の保全や、住民の自然とのふれあいの場となるような取組みをお願いします。 |
| 環境配慮項目<br>(気候変動の影響への適応)<br>(稲垣委員) | 浸水継続時間が1日以上、3日未満と推計されていますので、例えば、メインスタンド等での避難が3日程度に及ぶ可能性を考慮するなど、浸水深だけでなく浸水継続時間を踏まえた措置が必要と考えます。                                                                                                                                                                   |

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る  
条例環境影響評価準備書の  
審査結果について（答申案）

令和 7 年 5 月

川崎市環境影響評価審議会

## まえがき

等々力緑地再編整備・運営等事業は、川崎とどろきパーク株式会社が、中原区等々力1番ほかの約43.7haの区域において、用途地域等の変更を前提に、等々力緑地を再編整備するものである。

計画地は川崎市のほぼ中央、JR 南武線・横須賀線、東急東横線・目黒線武蔵小杉駅から約1kmに位置している。計画地の用途地域は第一種中高層住居専用地域に指定されており、現況は等々力緑地として、とどろきアリーナ、等々力陸上競技場、等々力球場等の施設が配置され、ふるさとの森、四季園などのまとまった緑地を有している。

計画地周辺は、南西側に国道409号（府中街道）、北側に市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約200mに県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）が通っている。

本審議会では、当該地域の状況等を踏まえ、指定開発行為に係る条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）等について総合的に審査し、次の結果を得たものである。

## 目 次

|   |                           |    |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 指定開発行為の概要 .....           | 1  |
| 2 | 審査結果 .....                | 4  |
|   | (1) 全般的事項 .....           | 4  |
|   | (2) 環境影響評価項目に関する事項 .....  | 4  |
|   | ア 温室効果ガス .....            | 4  |
|   | イ 大気質 .....               | 4  |
|   | ウ 騒音 .....                | 4  |
|   | エ 振動 .....                | 5  |
|   | オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土） ..... | 5  |
|   | カ 生物（植物、動物、生態系） .....     | 5  |
|   | キ 緑（緑の質、緑の量） .....        | 6  |
|   | ク 人と自然とのふれあい活動の場 .....    | 6  |
|   | ケ 景観（景観、圧迫感） .....        | 6  |
|   | コ 日照障害 .....              | 7  |
|   | サ テレビ受信障害 .....           | 7  |
|   | シ 風害 .....                | 7  |
|   | ス コミュニティ施設 .....          | 7  |
|   | セ 地域交通（交通安全、交通混雑） .....   | 8  |
|   | (3) 環境配慮項目に関する事項 .....    | 8  |
|   | ア 生物多様性 .....             | 9  |
|   | イ 気候変動の影響への適応 .....       | 9  |
|   | (4) 事後調査に関する事項 .....      | 9  |
| 3 | 審議経過 .....                | 10 |

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：川崎とどろきパーク株式会社

代表者：代表取締役 三木 尚

住 所：川崎市中原区小杉町三丁目 472 番地

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：等々力緑地再編整備・運営等事業

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 1 種行為）

埋立て（第 3 種行為）

商業施設の新設（第 1 種行為）

大規模建築物の新設（第 1 種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の  
項、2 の項、13 の項及び 15 の項に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：中原区等々力 1 番ほか

区域面積：約 43.7ha

用途地域：第一種中高層住居専用地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

等々力緑地の再編整備

イ 土地利用計画

| 区 分       | 面 積<br>(ha) | 割 合<br>(%) | 備 考                    |
|-----------|-------------|------------|------------------------|
| 計画建物等     | 約11.9       | 約27.2      | 等々力水処理センターの<br>構造物等を含む |
| 緑地        | 約 8.2       | 約18.7      | —                      |
| 水辺        | 約 2.8       | 約 6.5      | —                      |
| 車路・通路     | 約 5.4       | 約12.3      | —                      |
| 駐車場・駐輪場   | 約 2.1       | 約 4.6      | —                      |
| 広場・グラウンド等 | 約13.4       | 約30.7      | —                      |
| 計画地面積合計   | 約43.7       | 100.0      | —                      |
| 緑被率       | 約29.6%      |            |                        |

注) 表中の数字は小数点以下第一位で表示をしているため、それぞれの数値を合計した場合、一致しないことがある。

## ウ 建築計画等

| 項 目                  | 球技専用スタジアム※1             | 等々力球場※2                 | (新) とどろきアリーナ・スポーツセンター    |
|----------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 主 要 用 途              | 観覧場                     | 観覧場、スポーツ練習場             | 観覧場、スポーツ練習場              |
| 建 築 面 積              | 約 31,000 m <sup>2</sup> | 約 6,300 m <sup>2</sup>  | 約 14,000 m <sup>2</sup>  |
| 建 蔽 率                | —                       | —                       | —                        |
| 延 べ 面 積              | 約 70,000 m <sup>2</sup> | 約 11,980 m <sup>2</sup> | 約 23,000 m <sup>2</sup>  |
| 容積対象床面積              | 約 60,000 m <sup>2</sup> | 約 11,730 m <sup>2</sup> | 約 23,000 m <sup>2</sup>  |
| 建 物 階 数              | 地上 6 階                  | 地上 3 階                  | 地下 1 階、地上 3 階            |
| 建 物 高 さ<br>(最 高 高 さ) | 約 43.0m                 | 約 16.5m                 | 約 27m                    |
| 建 物 構 造              | RC 造 (一部 S 造、SRC 造)     | RC 造、PC 造、S 造           | RC 造、S 造                 |
| 項 目                  | (新) 等々力陸上競技場            | 便益施設等※3                 | 全 体                      |
| 主 要 用 途              | 観覧場                     | 立体駐車場、管理棟、店舗、温浴施設等      | —                        |
| 建 築 面 積              | 約 9,000 m <sup>2</sup>  | 約 30,320 m <sup>2</sup> | 約 90,620 m <sup>2</sup>  |
| 建 蔽 率                | —                       | —                       | 約 20%                    |
| 延 べ 面 積              | 約 10,000 m <sup>2</sup> | 約 40,000 m <sup>2</sup> | 約 154,980 m <sup>2</sup> |
| 容積対象床面積              | 約 10,000 m <sup>2</sup> | 約 40,000 m <sup>2</sup> | 約 144,730 m <sup>2</sup> |
| 建 物 階 数              | 地上 2 階                  | 地上 1～2 階                | —                        |
| 建 物 高 さ<br>(最 高 高 さ) | 約 15m                   | 約 4.8～15m               | —                        |
| 建 物 構 造              | S 造                     | RC 造、S 造                | —                        |

※1：球技専用スタジアムは、現等々力陸上競技場からの改築である。

※2：等々力球場は、既存施設を継続して利用するものである。

※3：便益施設等は、各施設の附属施設である立体駐車場や管理棟及び自由提案施設（店舗、温浴施設等）等であり、面積等は合計を示す。

自由提案施設とは、事業者が所有し、計画地内に単独で立地するものを言う。事業者は、任意投資として、予め市の承認を得た上で、事業者の責任において、施設の増築、内装の増設、仕様の改善等の投資、又は自由提案施設の設置を行うことができる。本事業においては、民間提案に求める施設機能として、これまでの概念にとらわれない柔軟な発想を取り入れた飲食物販、スポーツ、市民活動、生涯学習、趣味、学び、体験、文化など多様なニーズに対応する提案が求められている。

注 1) 計画建物のうち既存施設と同じ名称の建物については、施設名称に（新）と付けている。

注 2) RC 造：鉄筋コンクリート造

PC 造：プレキャスト鉄筋コンクリート造

SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造

S 造：鉄骨造

## 2 審査結果

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、等々力緑地を再編整備するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本条例審査書の内容を確実に遵守する必要がある。

また、計画地は、市を代表する総合公園の1つであり、その再編整備は周辺住民等の関心が高いことから、計画地内の施設配置や施設計画等について、周辺住民等に丁寧に説明するとともに、工事着手前に周辺住民等に工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知する必要がある。

### (2) 環境影響評価項目に関する事項

#### ア 温室効果ガス

脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、周辺環境に配慮しつつ太陽光発電設備等の積極的な導入を図るとともに、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずる必要がある。

#### イ 大気質

計画地及び車両ルートが福祉施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

#### ウ 騒音

計画地及び車両走行ルートが福祉施設、住宅等に近接していること、車両の走行に伴い等価騒音レベルが環境保全目標を超過すると予測している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知する必要がある。

## エ 振動

計画地及び車両走行ルートが福祉施設、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知する必要がある。

## オ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

### （ア）産業廃棄物

石綿含有建材の使用が確認された場合には、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

### （イ）建設発生土

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告する必要がある。

## カ 生物（植物、動物、生態系）

### （ア）植物

クゲヌマランの移植に当たっては、土壌、当該植物と共生する菌類及び宿主となる樹木等の把握を行い、慎重に計画し実施する必要があることから、専門家の協力を得て移植前に生育環境を把握した上で、移植方法、移植場所の選定等に十分配慮するとともに、移植方法については、周辺住民に丁寧に説明する必要がある。

### （イ）動物

計画地及びその周辺で、多くの種が確認されていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

### （ウ）生態系

計画地は、まとまりのある緑や水辺を有する動植物の生息、生育環境となっていることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

## キ 緑（緑の質、緑の量）

### （ア）緑の質

植栽予定樹種については、市民等の関心の高い樹種の植栽について検討を行い、条例環境影響評価書（以下「条例評価書」という。）で明らかにする必要がある。

樹木等の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木等の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議する必要がある。

### （イ）緑の量

伐採する可能性のある樹木については、位置、本数等を、高さ3メートル以上の樹木に関しては、伐採した本数以上の高木を植栽する計画であることについて、条例評価書で明らかにするとともに、新たに植栽する樹種については、伐採する樹木の樹種を踏まえ選定する必要がある。

既存の樹木及び新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努める必要がある。

## ク 人と自然とのふれあい活動の場

計画地は、まとまりのある緑や水辺を有し、計画地全体が人と自然とのふれあい活動の場となっており、再編整備中の工事範囲は利用できなくなることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

## ケ 景観（景観、圧迫感）

景観・圧迫感の変化の程度に関する予測及び評価結果においては、現況との比較を踏まえて、より丁寧に説明する必要がある。

また、建物の形状、外壁の色彩等については、川崎市景観計画を踏まえ、市関係部署と協議する必要がある。

コ 日照障害

日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明する必要がある。

サ テレビ受信障害

障害が発生したときの問合せ窓口を周辺住民等に明らかにし、その対策については確実に実施する必要がある。

シ 風害

風洞実験を用いて建設前後の風環境を評価しているが、計画建物のモデル化及び周辺の樹木の取り扱いについて、条例評価書で明らかにする必要がある。

ス コミュニティ施設

計画地は、多様な年齢層の市民等が利用する集会場を有する総合公園であり、再編整備中に施設の一部が一時的に使用できなくなることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

## セ 地域交通（交通安全、交通混雑）

多くの交差点で渋滞が観測されているが、将来基礎交通量による結果が現状を再現できているか条例評価書で明らかにする必要がある。

大規模イベント開催時は、通常の平日・休日とは大きく異なる交通需要が発生することから、大規模イベント開催時の自動車交通量を把握し、また、歩行者の往来による影響についての評価に当たっては、評価の理由を丁寧に説明するとともに、環境保全のための措置の実施後において、交通混雑や交通安全上の課題が生じた場合の対応等について、条例評価書で明らかにする必要がある。

周辺には新たな橋梁整備が行われているが、橋梁完成後の交通動線や交通量に与える影響の有無等について、計画地における施設供用後の大規模イベント開催時を含め、条例評価書で明らかにする必要がある。

計画地及び車両ルートが福祉施設、住宅等に近接していること、車両ルートの一部が通学路と並行又は横断する箇所があること、車両の将来の交通混雑度が1.0に近い地点があることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底する必要がある。

工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知する必要がある。

### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「光害」「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告する必要がある。

#### ア 生物多様性

樹林地等の改変は、人工構築物の配置や改変の程度によっては生態系に非可逆的な変化が起こる可能性も考えられることから、最小限に留める必要がある。また、生態系の保全が求められていることから、供用後の生態系の把握に努めるとともに、身近な生態系の保全や住民との自然のふれあいの場となるような取組に努める必要がある。

#### イ 気候変動の影響への適応

計画地のほぼ全域の浸水継続時間が1日以上3日間未満と推計されていることから、浸水深だけではなく浸水継続時間を踏まえた浸水対策の措置について検討した上で、条例評価書で明らかにする必要がある。

#### (4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「騒音」、「廃棄物等（産業廃棄物）」及び「生物（植物）」並びに供用時の「騒音」及び「緑（緑の質）」を行うこととしているが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、環境影響評価項目に関する事項で指摘した内容を踏まえて計画的な調査を行う必要がある。

また、調査結果が条例準備書で予測した数値を超えること等により、生活環境の保全に支障が生じる場合は、事後調査報告書の作成を待たず、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずる必要がある。

### 3 審議経過

|      |        |                                            |
|------|--------|--------------------------------------------|
| 令和5年 | 7月 3日  | 市長から審議会に環境配慮計画書について諮問                      |
|      | 7月 4日  | 現地視察                                       |
|      | 7月19日  | 審議会（環境配慮計画書事業者説明及び審議）                      |
|      | 9月 5日  | 審議会（環境配慮計画書答申案審議）<br>審議会から市長に環境配慮計画書について答申 |
| 令和5年 | 12月19日 | 市長から審議会に条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）について諮問   |
|      | 12月20日 | 審議会（条例方法書事業者説明及び審議）                        |
| 令和6年 | 2月 6日  | 審議会（条例方法書答申案審議）<br>審議会から市長に条例方法書について答申     |
| 令和7年 | 3月19日  | 市長から審議会に条例準備書について諮問<br>審議会（条例準備書事業者説明及び審議） |
|      | 5月 7日  | 審議会（条例準備書答申案審議）                            |

## 川崎市環境影響評価審議会幹事・関係課長名簿

令和7年4月1日現在

| 幹 事 (19名)      |        | 関 係 課 長 (28名)                    |        |
|----------------|--------|----------------------------------|--------|
| 総務企画局都市政策部長    | 神山 武久  | 総務企画局都市政策部企画調整課担当課長              | 中村 恵理  |
| 経済労働局産業政策部長    | 澤田 尚志  | 経済労働局産業政策部企画課長                   | 勝山 慶一  |
| まちづくり局総務部長     | 関山 浩司  | まちづくり局総務部まちづくり調整課長               | 松井 雅樹  |
| まちづくり局計画部長     | 関口 隆雄  | 〃 計画部都市計画課長                      | 町井 和幸  |
|                |        | 〃 計画部担当課長<br>(景観・地区まちづくり支援担当)    | 雛元 裕美子 |
| まちづくり局市街地整備部長  | 沖山 浩二  | 〃 市街地整備部地域整備推進課長                 | 若狭 公浩  |
| まちづくり局指導部長     | 工藤 圭一  | 〃 指導部建築管理課長                      | 松本 裕幸  |
|                |        | 〃 指導部建築指導課長                      | 大場 孝浩  |
|                |        | 〃 指導部建築審査課長                      | 佐々木 朗子 |
|                |        | 〃 指導部宅地審査課長                      | 西 喜士   |
| 建設緑政局総務部長      | 櫻井 雅幸  | 建設緑政局総務部企画課担当課長<br>(計画調整担当)      | 千田 英史  |
| 建設緑政局道路河川整備部長  | 矢口 智行  | 〃 道路河川整備部河川課長                    | 横尾 修   |
| 建設緑政局緑政部長      | 磯部 由喜子 | 〃 緑政部<br>みどりの保全整備課長              | 渡邊 光次郎 |
| 港湾局港湾経営部長      | 木村 俊介  | 港湾局港湾経営部経営企画課担当課長                | 三枝 郁夫  |
| 上下水道局水道部長      | 筒井 武志  | 上下水道局水道部水道計画課長                   | 山原 久弥  |
| 上下水道局下水道部長     | 松川 一貴  | 〃 下水道部管路保全課長                     | 松原 秀明  |
| 消防局警防部長        | 熊谷 淳史  | 消防局警防部担当部長<br>警防課長事務取扱           | 宮島 孝浩  |
| 教育委員会事務局教育政策室長 | 岩上 淳   | 教育委員会事務局教育政策室担当課長                | 堅月 基   |
| 教育委員会事務局生涯学習部長 | 大島 直樹  | 〃 生涯学習部文化財課長                     | 竹下 研   |
| 環境局総務部長        | 日向 幸雄  | 環境局総務部企画課長                       | 内田 洋平  |
| 環境局脱炭素戦略推進室長   | 間島 哲也  | 〃 脱炭素戦略推進室担当課長<br>(温暖化対策計画・協働推進) | 市川 伸之  |
| 環境局環境対策部長      | 藤田 周治  | 〃 環境対策部地域環境共創課長                  | 石田 真也  |
|                |        | 〃 環境対策部地域環境共創課担当課長               | 西村 和彦  |
|                |        | 〃 環境対策部環境対策推進課長                  | 千室 麻由子 |
|                |        | 〃 環境対策部環境保全課長                    | 加藤 之房  |
| 環境局生活環境部長      | 石原 賢一  | 〃 生活環境部減量推進課長                    | 山田 俊彦  |
|                |        | 〃 生活環境部収集計画課長                    | 増田 亘宏  |
|                |        | 〃 生活環境部廃棄物指導課長                   | 木下 佳也  |

## (仮称)小杉町一丁目計画に係る臨時幹事・関係課長

|                |       |                                  |       |
|----------------|-------|----------------------------------|-------|
| まちづくり局拠点整備推進室長 | 蛭川 泰行 | まちづくり局拠点整備推進室担当課長<br>(小杉駅周辺整備推進) | 尾池 宗弘 |
|----------------|-------|----------------------------------|-------|

## 等々力緑地再編整備・運営等事業に係る臨時幹事・関係課長

|                    |       |                           |       |
|--------------------|-------|---------------------------|-------|
| 建設緑政局富士見・等々力再編整備室長 | 藤井 義章 | 建設緑政局富士見・等々力再編整備室<br>担当課長 | 荒木 信博 |
|--------------------|-------|---------------------------|-------|

## 川崎事業所(扇町地区)火力発電設備リプレイス計画(仮)に係る臨時幹事・関係課長

|                    |       |                                        |       |
|--------------------|-------|----------------------------------------|-------|
| 臨海部国際戦略本部 成長戦略推進部長 | 大山 啓祐 | 臨海部国際戦略本部成長戦略推進部担当課長<br>(カーボンニュートラル推進) | 江崎 哲弘 |
|--------------------|-------|----------------------------------------|-------|

川崎市環境影響評価審議会

事務局職員名簿

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 環 境 局 長            | 中 山 健 一   |
| 環 境 対 策 部 長        | 藤 田 周 治   |
| 環 境 評 価 課 長        | 鈴 木 隆 生   |
| 課 長 補 佐<br>( 技 術 ) | 時 岡 泰 孝   |
| 担 当 係 長<br>( 技 術 ) | 渡 邊 博 文   |
| 担 当 係 長<br>( 技 術 ) | 松 浦 利 英   |
| 主 任<br>( 技 術 )     | 星 野 徳 重   |
| 技 術 職 員            | 坂 本 奈 央   |
| 担 当 係 長<br>( 事 務 ) | 山 本 一 貴   |
| 主 任<br>( 事 務 )     | 五 味 百 合 子 |

(令和 7 年 5 月 7 日時点)